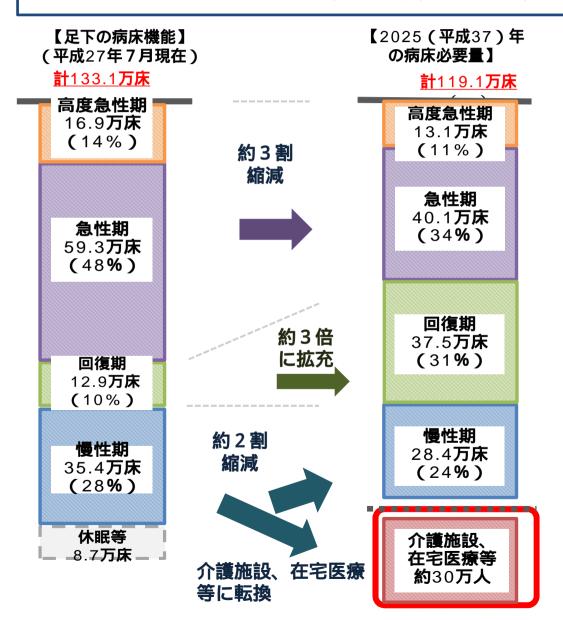
「地域医療構想」の達成の推進

✓ 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定をはじめ、今後の診療報酬改定・介護報酬改定において、病床の機能分化・連携の取組の後押し、介護施設、高齢者住宅、在宅医療等への転換等の対応を進める。

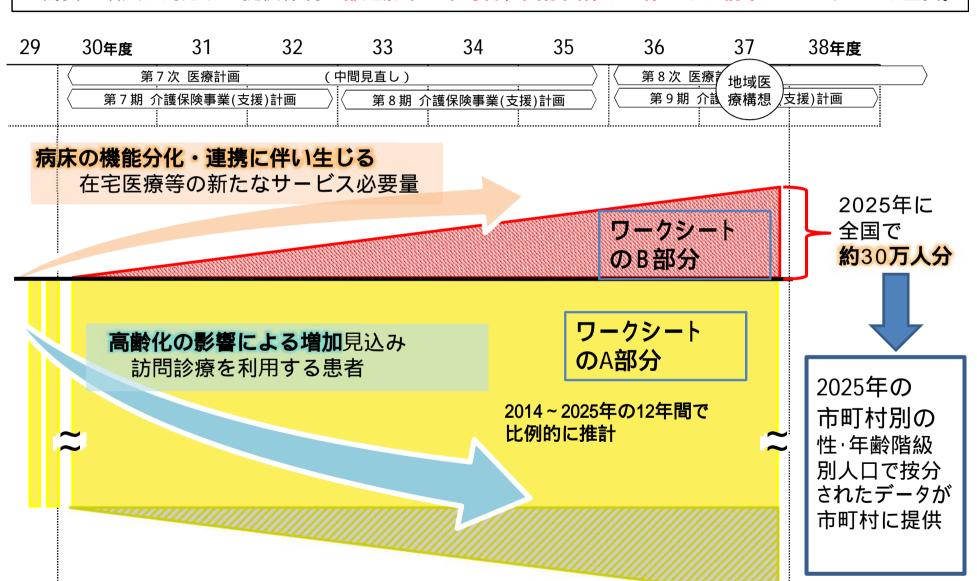


内閣官房推計 (平成27年6月)の合計 114.8~119.1**万床**の範囲内

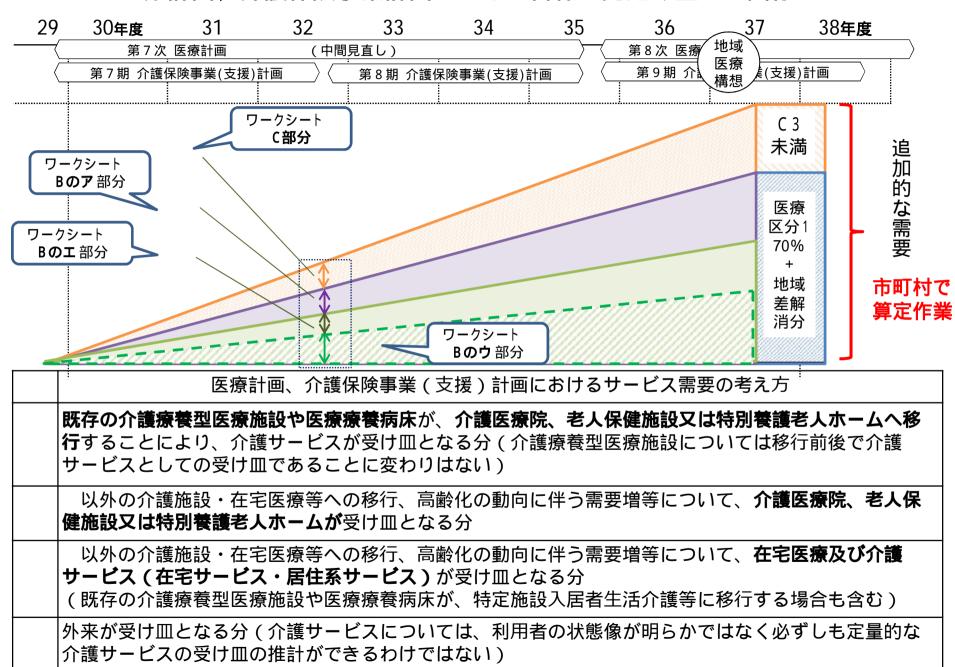
在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定。

地域医療構想を踏まえた2025年における在宅医療等のイメージ

- ・2025年に向け、在宅医療や介護サービスの需要は、
 - 「高齢化の進展」や「地域医療構想による病床の機能分化・連携」により増加する見込み。
- ・需要の増大に対応する提供体制を**都道府県・市町村、関係団体が一体となり構築**していくことが重要。



医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係



サービス見込量・整備目標の算定において市町村にお願いしていること

2025年における市町村別データのうち療養病床から在宅医療等の新たなサービス必要量について

介護医療院等転換分以外について在宅で対応する部分と施設 で対応する部分を算定

(入院中の患者の状態や退院後の行先を踏まえたものとすることが必要) 市町村の実情に応じてサービスの調整を行う

(在宅医療、介護の各受け皿で対応する量の合計が需要と整合的であること) 在宅と施設でどのように按分したか。どのように対応して いくのか説明できるようにしておく



自治体間調整、医師会等含めた協議の場へ